

## 平成29年第2回訓子府町議会定例会会議録

### ○議事日程(第3日目)

平成29年 6月16日(金曜日)

午前9時30分開議

#### 第27 一般質問

第17 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議案第23号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について

第19 議案第25号 平成29年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

第20 議案第24号 平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

第21 議案第26号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第22 議案第27号 訓子府町合葬墓条例の制定について

第23 議案第29号 訓子府町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

第24 議案第30号 訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第25 議案第31号 幸栄団地公営住宅建設工事請負契約の締結について

第26 議案第32号 財産の取得について

○出席議員（10名）

1番	余	湖	龍	三	君	2番	川	村	進	君		
3番	西	森	信	夫	君	4番	堤	三	樹	磨	君	
5番	西	山	由	美	子	君	6番	上	原	豊	茂	君
7番	工	藤	弘	喜	君	8番	須	河	徹	君		
9番	河	端	芳	恵	君	10番	山	田	日	出	夫	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊	池	一	春	君							
副	町	長	佐	藤	明	美	君						
総	務	課	長	森	谷	清	和	君					
企	画	財	政	課	長	伊	田	彰	君				
町	民	課	長	原	口	周	司	君					
福	祉	保	健	課	長	谷	方	幸	子	君			
農	林	商	工	課	長	遠	藤	琢	磨	君			
建	設	課	長	山	内	啓	伸	君					
上	下	水	道	課	長	山	本	正	徳	君			
会	計	管	理	者	八	鍬	光	邦	君				
教	育	長	林	秀	貴	君							
管	理	課	長	森	谷	勇	君						
子	ど	も	未	来	課	長	渡	辺	克	人	君		
社	会	教	育	課	長	高	橋	治	君				
図	書	館	長	山	田	洋	通	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	中	山	信	也	君
農	業	委	員	会	長	清	井	敏	行	君			

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	夏	井	宏	樹	君	
議	会	事	務	局	係	長	中	村	隆	広	君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さまおはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

なお、山田代表監査委員から本日欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第27、昨日に引き続き一般質問を継続いたします。

8番、須河徹君の発言を許します。

須河徹君。

○8番（須河 徹君） 8番、須河です。質問通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1点目はですね、農業委員会の役割と業務についてを伺いたいと思います。

訓子府町の基幹産業である農業経営において、担い手の高齢化、後継者不足など、この要因により農家戸数の大幅な減少が予測されます。また本年4月1日より施行されました農業委員会法改正によりですね、改正ポイントに「農地等利用の最適化の推進を行う業務」これが任意業務から必須業務になっております。推進に関する施策を企画立案し、関係行政機関などに、最適化推進施策の改善を意見提出しなければならない。

また農業委員会の業務について、煩雑、多忙な業務になると思います。改正により受け身の業務主体から地域全体の農業振興に積極的に関わることを求められています。訓子府町農業委員会の業務の実績と役割、委員の業務負担と報酬および担い手対策について、次の点を伺います。

1点目に、農地法に基づく許認可事務等で「農地の権利移動」の許可において、売買、賃貸の場合の「農業経営基盤強化促進法」と「農地法第3条」のあっせんの違いを伺います。

2点目に、訓子府町農業委員会区域内の状況について。

農家戸数、認定農業者数。

総耕地面積と普通畑面積と草地面積。

遊休農地面積とその所有者に対するの指導、勧告。

以上について伺いたいと思います。

3点目に、人・農地プラン業務の状況と評価についてと農地中間管理機構による農地集積化事業に対する農業委員会の関わりについて伺います。

4点目に、農業担い手対策は大変重要な課題であります。訓子府町の農業後継者のパートナーの有無などの状況と今後の後継者対策について伺います。

5点目に、委員会の所掌事務遂行において、本町の農地移動が増加して複雑な調整が求められております。そんな中、農業委員の報酬は適正であるかを伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農業委員会長。

○農業委員長（清井敏行君） ただいま「農業委員会の役割と業務について」5点のご質問がございましたのでお答えをいたします。

1点目に「農地法に基づく許認可事務等における農地の権利移動の許可において、売買、賃貸の場合の『農業経営基盤強化促進法』と『農地法第3条』の違い」について、お尋ねがありました。農地の売買については、農業経営基盤強化促進法の場合では、契約が成立後農用地利用集積計画を策定し、課税で特例措置があり800万円の特別控除があります。さらに、農地中間管理機構に売買した場合には、1,500万円の特別控除を受けることができます。これに対して農地法第3条による売買については、課税の特別控除はありません。

また、賃貸借については「農業経営基盤強化促進法」の場合は賃貸期間が満了した場合、更新手続きが必要とされているのに対して、「農地第3条」による賃貸借の場合は双方が合意しなければ解約することができないこととされております。

2点目に「訓子府町農業委員会区域内の状況について」3点のお尋ねがありました。はじめに農家戸数については、農林業センサス2015で316戸、認定農業者数は291経営体であります。次に、総耕地面積と普通畑面積と草地面積ですが、農林業センサスの数値では、経営耕地面積で6,496ha、普通畑面積が5,167ha、採草放牧地で1,194haであります。遊休農地面積は1haであります。その指導、勧告については、毎年8月に農業委員が全農地のパトロールを行い、遊休農地化しつつある農地の所有者に対して該当地の利用意向調査を行い、担当の農業委員が利用の相談を受けることとしており、活用方法が見つからない場合には、遊休農地として手続きを進めていくこととしております。

3点目に「人・農地プラン業務の状況と評価についてと、農地中間管理機構による農地集積化事業に対する農業委員会の関わり」についてお尋ねがございました。人・農地プランに基づく農地中間管理機構の利用は、農地の賃貸借と売買とがあり、いずれの場合も農業委員会が行っている農地適正化あっせんにより、賃貸借の場合は農地の出し手側、売買においては買い手側が利用する制度になります。この場合、農業委員が双方の間に立ち、担当地域農業者の動向を踏まえ、当事者の農業経営の拡大や縮小の相談・調整を行っているところです。

4点目に「訓子府町の農業後継者のパートナー有無などの状況と今後の後継者対策について」のお尋ねがございました。

本年3月時点で配偶者がいない農業後継者は20歳以上、60歳未満で71人です。町農業担い手対策推進協議会では、担い手相談員を6名配置し、農業後継者に寄り添った後継者対策を展開しているところであります。

これまでの対策では、農業体験実習生の受け入れを中心に出会いの場の設定を行ってききましたが、本年度については農業後継者の意向を取り入れ、全道の先進地で行われている婚活イベントを計画しております。また、婚活イベントと合わせて農業後継者が結婚に対する夢や憧れを助長することが大切でありますことから、各種研修会や講演会なども計画していきたいと考えておりますので、町や議会、農業関係機関などの連携・協力のもと事業推進を図ってまいりたいと考えております。

5点目に「委員会の所掌事務遂行において、本町の農地移動が増加し、複雑な調整が求

められる中で農業委員の報酬は適正であるのか」とのお尋ねがございました。

国は新制度により農業委員会の所掌事務の追加があり、そのため、農業委員報酬の上乗せを目的とする農地利用最適化交付金を創設することになりました。農業における情勢は高齢化や後継者不足、後継者の配偶者問題などの課題があり、本町の農業委員においては水田から畑作・酪農まで多岐にわたる経営体があり、農業委員の業務は、さらに、複雑多様化することが予想されているところであります。

管内の農業委員報酬の改定では、北見市・網走市が6月議会で提案を予定しており、管内の他の市町村も今回の国からの農地利用最適化交付金の趣旨を踏まえ、委員報酬増額の改定が検討されるものと思われまます。

以上、お尋ねのありました5点について回答させていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） ただいまご答弁いただきましたことに対しまして再質問をさせていただきますと思います。

まず1点目です、農地法3条の売買と基盤促進法による農地あっせんの事業でございますけれども、これにつきまして、非常に農業者としても人生の中でなかなか数多くです、農地の売り、買いをする場所というのはなかなか機会というのはなかなか少ないわけございまして、非常にこの農地法の理解、あっせんに対する理解というのがなかなか私でもよく理解していないところが多数あります。その中で今、3条でやる場合は税控除の対応にならないという説明がありました。あっせんによる協議であれば800万円、中間管理機構によれば1,500万円の税控除を受けられるということがありましたけれども、これ例えばですね、ある人、例えば佐藤さんという方が個人で農地を取り引きとか売買をされた場合には、例えば2千万円の価値であれば、全く税控除がないんだという判断。それから農業委員会をとおして、あっせんで処理された場合には集積法では800万円、中間管理機構については1,500万円の控除があるということの理解でよろしいのかなと思いますけれども、そのときにですね、その判断というのは誰がするのか、農業委員会がするのか、買い手側の方がされるのか、出し手の方がされるのか、それから当然、3条でやるということになれば、あっせんでなくて3条でやるということになれば、当然その人方は減税措置はあり得ないんだと理解した中で進められるのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中山信也君） 3条での売買の関係、それとあっせんで利用した場合の状況についてお尋ねがございました。基本的には売り手とか出し手側の判断によって、この3条でやるか、あっせんでやるかということになってくるのかというふうに思っております。3条については、個人対個人の関係となりますので、自分で相手方を見つけてこられるかたちになりますし、あっせんの場合は農業委員会の方にその相手方等も含めて預けられて、農業委員会の方でその地域の集約や集積などの農地の効率的な有効利用を考えたあっせん事業を展開しているところでございます。この税控除につきましては、このあっせんを受けた場合のみ適用されることとなってございまして、こちらは売り手というよりは買い手側が、普通のあっせんで行われている場合は800万円の控除を受けることはできるんですけれども、この1,500万円については、その方の土地を求めるた

めの都合、合理化事業を選択するかどうかによって売り手側が選択されるようなかたちになっているものでございますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 追加の説明がありますので、農業委員会長。

○農業委員会長（清井敏行君） 基盤強化法につきましては白紙委任で価格、相手方は農業委員会にお任せするというのが基本的にありますので、その辺も十分お願いしたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） ということになれば全く税の控除がいらぬという方はもう相手方と直接交渉して金額を設定してても農地の移動は可能であるという状況だと。それから何とか税控除を受ける、それから訓子府町全体の農地の集積化も踏まえて、農業委員会にあっせんをお願いするというかたちをとるということは、それなりの税控除がもたらされるということの理解でよろしいかなと思ひます。それから農業委員会としては3条がよろしいのか、あっせんの方にできるだけ協力してほしいのかという観点からみればどちらの方が理想だと考へますかね。

○議長（上原豊茂君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中山信也君） 今、3条がいいのか、あっせんがいいのかということでございますけれども、引き受け手の農家の方の今後の利用集積、そういった地域の耕作地の分布等を考へていきますと、あっせんをいただいて、農業委員、うち今あっせんの審議につきましては、全員の農業委員が相談、意見を出し合いながら、そういった利用集積をやっているところでございますので、できればあっせんに出していただいた方がよろしいかというふうに考へているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 農業委員会については、やはりあっせんの方に出していただきたいと。やはりそれは訓子府の農地を集積してですね、効率のよい農業を続けるには、やはりそういう方法が最善の方法かなと思ひます。非常にそういう意味ではなかなか個人でやられる方もいると聞いておりますが、そういうところの協力を要請していかねばならぬというように思ひます。

次に、遊休農地のことなんですけれども、非常に今後とも条件不利地等が出てきてですね、売買がされぬ農地が出てくる可能性も多々あると思ひますけれども、そういう場合の処置とかですね、対応についてですね、今、説明がございましたけれども、より一層問題点とかがあれば伺いたいと思ひますけれども。

○議長（上原豊茂君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中山信也君） 今、遊休農地の今後の課題的なところのご質問をいただきました。非常に言ってみれば川北地区においては畑が、耕作地が※連たんしていることから、そんなに条件不利な場所というのは出ないんですけれども、川南地区におきましては、その耕作地だけということになってきますから、いろいろな水の条件とか、そういった条件で耕作ができなくなっている土地というのは徐々に増えつつあるのかなというふうに思ひしております。そういった面でそこをなんとかさらに耕作できるようなことも考へることも必要なんですけれども、ただやはり農家の方は効率化を求めていかねばならぬところもありますし、面積も増えてきますと大変な作業量となってきていると

ころでございます。そういった面では今後そういった川南の地形的にちょっと安定しないところなどはそういった状況の耕作地が出てくるのかなというふうに考えているところではございます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） やはりできるだけですね、遊休農地がでないようにですね、最善の努力をお願いしたいところでございます。

次にですね、先ほどの農業センサスの報告がございましてですね、訓子府の農地の現状が説明されたわけでございますけれども、ここです、訓子府のセンサスから出されたのは経営耕地面積規模の数値だとは思いますが、これにはですね、今、説明がありましたように2015年ですかね、説明されたのは、2015年の数値が出されておりましたけれども、これです、2005年度のセンサスから調べていきますとですね、2005年度の農家戸数、訓子府です、402戸、それから2010年、それから5年たったときには353戸、その5年後2015年には今説明がありましたように316戸、ちょっと私の手元には317戸になっているんですけども、そういう結果になっております。それでですね、2005年から2010年のこの間にですね、農家戸数の減少がですね49戸の減少、それから2010年から2015年で36戸ですかこれ、の減少があったと。この減少数だけがどうしても捉えてですね、今後の訓子府の農業を考えたときに農家戸数減るのではないのかという話なんですけれども、実はですね、この減っていく内容が非常に訓子府のこれからの農業に大変問題になるのかなと思っております。例えば2005年から2010年の49戸の減少でございますけれども、これは現実的には69戸の移動があったわけですね。その中で20ha以上で20戸増加しております戸数が。そして20ha以下の農家が40戸減少と、違いますね、すいません、20町以下でですね69戸、20町以上で20戸増加、トータルの49戸減ということですね。それから平成10年から2015年に関しましては20町以下で45戸減少、20町以上で9戸増えていると。トータルで36戸の減少だと。この数字は何を考えなければならないかということですね、非常に訓子府町において20ha以下で営農されている方が非常に厳しい経営状況になっているのではないのかなということなんです。その数も今現在といいますか、2015年の段階ではまだ193戸の20町以下の農業経営者がいるわけございまして、今後この規模の農業に対してどうしていくか。これはちょっと農業委員会の問題とは多少違うとは思いますが、これからかなり農地の移動出てくるのではないかなということでもあります。これはセンサスからわかることでございます。それから要するに20町以上の規模、20町から30町の規模がなければ本町では経営が非常に厳しいなということでございます。それで全道的にみますとですね、十勝、帯広市、川西と3JAが入っている地域でございますけれども、そのセンサスを見ますとですね、やはり30町以下で減少が続いております。結局、十勝では30町以上ないと非常に厳しい状態が続いているのかなと。そのことを踏まえますと、今後ですね、訓子府町の農業はどの規模に合わせて、どう集約していくか、そういうところが一つの大きな課題として、あぶり出されているのか、早急に考えなければならないと。これは町長もよく言うんですけども、JAも含めてと。確かにJAも含めてでございますけれども、やはり今のこの段階です、行政の立場でどうしていくかということを考えていかなければならないと思っております。それ

です、これは町長にお聞きした方がよろしいのかなと思いますけれども、今、訓子府町の農業、農地移動含めましてですね、二つの道、要するに20町以上の規模を設ける農業体系を築いていくのか、本当は20町平均ぐらいでの野菜、果樹、園芸作物にそっちの方を選んでいくのかと。二つの道、もう一つありますね、もう一つは離農するのかと、非常に厳しい三つの道があると思いますけれども、今の段階である程度の方向性を見ながら農業の振興も考えていかなければならない時期にきているという具合に思いますけれども、これについて非常にデータ上も環境上も難しい考え方になると思いますけれども、どのように考えられるかということだけを伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 今後の農業経営の面積に関する部分でのお尋ねというか、ご質問だと思いますが、まず2005年から2010年、2010年から2015年ということで、農家が49戸、35戸減ってきているという現実の問題についてはですね、やはり過去にはやはり平均面積でいきますと15ha、10haから15haということで皆さん農家を営農していたと思いますが、やはり減るということに関しましては、やはり後継者、それから年齢の部分、それが大きく要因をしているのかなというふうに感じます。過去にはやはり減った方については経営の場面もあるかもしれませんが、やはり先行きみて後継者がいない、自分も50、60、65というふうになってきて、こちらで離農しようということで面積的には少ない中で※\_\_\_\_\_していく、規模拡大は考えないというような部分での離農という部分が全部ではないと思いますけれども、あったのかなというふうに考えております。それから今後のことについては20haでの果樹がいいのか、十勝のように30ha、40haがいいのかということに関しましてはですね、これはやはり後継者、それから年齢、それと農地の条件、やはり自分の家の周りで20町ある方と、例えば離れ地で3か所、4か所、合わせて25町ある方、いろいろな方がありますがけれども、やはり作業効率ですとか、収益性の問題、経費の問題、そういう部分を勘案したときに、面積的に20haがいいのか、50haがいいのかという部分に関しましては、やはり難しい問題でありますし、そこで働く方々、方々って家族の方々ですけれども、やはり後継者がしっかりしている、それとも夫婦2人でこれからもやっていかなければならないという方については、やはり規模拡大したくてもできない、しても厳しいという部分もあるかと思しますので、やはりそれは個々の農家の方々の判断でどのような規模でやっていくのか、やはり少ない面積であれば、それだけ収益性の高い作物ですとか、そういう部分にシフトしていく部分も考えられるかと思しますし、今、玉ネギも当然ですけれども、ニンニクですとか野菜ですとか、そういうようなことでもシフトしていている方もおりますので、そういう経営を考えながら農家を続けていくということになるかと思しますので、単純に30haを目指すのがいい、50haを目指すのがいい、それはやはり面積が大きければ収益性も上がりますし、当然経営も安定している可能性はありますけれども、単純にはちょっと何ヘクタールがいいという部分に関しては今の現状では訓子府についてはまだまだ力ある農家さんもたくさんおりますので、まだまだ一概に言えないかなというふうにとちょっと感じているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 今の規模拡大含めて考え方ありがとうございます。その中でです

ね、面積拡大したら当然コストも下がってくるし、十分収益が上がる農業が可能ではないかという話も今ありましたね、そんな中でですね、実際、本町の面積が1筆当たりですよ、1筆当たりの面積が果たして集約されたときにですね、大型機械等、コストの下がる農地の状況にあるのか、もしあれば今課長が答えられたように非常に各農業者に任せておいても訓子府農業もしくは経営については非常に問題はないと思います。しかしながら、農業所得向上を図ることが非常に大事なことになっておりますし、そのためにはまずですね、今言われたように玉ネギとか野菜の価格の高い作物を作る、販売価格を上げていく。それから生産量を上げる。これは農業者の努力でございます。最後にコストを下げるというところがあるわけですが、これは面積を多く持ったから下がるという話は本町において果たして通じるのかと。例えば50町の畑を持ったとしても1筆当たりがせいぜい10町とか5町とかのやつが集まった50町であれば、非常にコストも下がらないです。余計に移動のコストがかかってですね、求められる所得の向上にはつながらないという問題もあります。特に本町においては零細分散策とはいいませんけれども、非常にもとの下台の水田地帯においては1筆当たりが非常に小さな面積となっております。そういうところの問題を今後何とか方法を見いだしていかなければですね、やはりこのまま減少が続いていってしまうのではないのかなということも考えられるわけです。それでですね、過去においては行政においてもそういうことを含めながらですね、土地の基盤整備とか拡大とか排水事業とかいろいろやってこられました。それから水田においてはですね、1筆の面積を規模拡大するための行為とかというのを土地改良行為というのを2期、3期にわたってやってきているわけでありまして。今ですね、本町においても農地の集約が進んだ中でですね、やはり途中で排水路がある、道路がある、飛び地になっていると、そういう問題を解決してですね、機械利用の効率の高い、そういう土地改良事業といいますかね、新たにそういう事業を行う、そういうことがですね、今後本町で農業として生き残れる一つの施策の一つになるのかなと思うわけでございます。これは高台地区、川南、川北地区においても非常に例えば150間、300間掛ける150間、300間掛ける300間という農地はほとんどないわけございまして、そういうところの整備をすることによって非常に大きな使いやすい圃場<sup>ほしじょう</sup>、そしてコストも下げられるという状況でございますけれども、今、そういう考え方は実際にやれとは今のところ非常に難しいと思いますけど、そういう考え方が基本的に持たれるかどうかということをお聞きしたいんですけれども。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 須河議員が今おっしゃったとおり、効率をよくする、それに伴って当然コストが下がる、機械の効率ですとか手間だとか、そういう部分でのコストが下がる、それが収益につながるというのは当然のことですし、おっしゃるとおりだと思います。それで今の基盤整備事業の中ではですね、なかなかメニュー的にいえば例えば均平事業ですとか、そういう部分で畑をちょっと広げる、傾斜をなくするとか、そういう部分での事業はございますけれども、なかなか今の訓子府でいいますと、これ以上農地が増えるという可能性は正直言ってあまり考えられない。山林を例えば開墾するとか、そういう部分で農地が増える可能性、そういう部分はありますけれども、本町に関してはもう山林を切る、林を切るなどして農地を増やすというのは昔と違いまして、今はもう現状の中でどう効率よく農地を集約するかということが一つの問題点だと。これについては農業委

員会のあっせんですとか、そういう部分で農業委員会のあっせん委員さんがどの方にどの土地を求めてもらうのが一番効率がいいのかということをご昔から常日頃から考えてあっせんをしている状況でございます。あと事業的にいえばですね、換地事業というのが国の中でもずっと昔からございます。これは畑を交換して、何て言うんですかね、くっつけるといふか、Aさん、Bさん、Cさんがいて、お互いばらばらに持っているやつをAさんはAさん、Cさんの土地を買ってくっつける、Bさんは隣のAさんの土地を買うなり借りるなりして広げるとかというふうな、換地事業というのは昔から国の方でも行っておりますし、十勝ですとか、水田地帯なんかはそれを使いながら使いやすいように集約をしていくということで、訓子府もご承知のとおり、離れ地で結構皆さま持っています、西富の方が清住持っていたり、清住の方が豊坂に持っていたりとかということで、それは昔、土地を求めるといふことでどうしてもそうなったんですけれども、そういうのを集約をしながらという換地事業もございますので、それも今後ですね、農業者の方々の理解がなければ、うちの土地、何で隣の人に貸さなければならぬんだ、売らなければならぬんだという部分もありますので、そういう部分も含めた中で、そういう必要性が出てきたときには当然町としてもそういう部分も考えながら、農業委員会も含めた中でですね、考えなければならぬということにはなるかとは思いますが。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 換地事業もあります。今言うのは換地事業をやったとしても1筆の部分はどうするかという問題なんですけれども、やはり今の国のそういう事業等を含めてなかなか難しい状況であるということは十分理解しております。そうならば非常に30町です、平均耕作面積といふか経営体に合った面積だとすれば、非常に本町の農家人口、単純に面積で割っていけばですね、150戸台までいってしまうのかなと。そうならば先ほど言ったように、そうではなくて野菜、果樹、園芸施設、施設園芸等も含めた、今の規模から少し上がったところでの農業体系、それを築いていけるかと。いずれにしても農業者単独ではできないし、今、本町ではホクレンの実証牧場が施設園芸のコンピューターを入れた管理等をやっているわけでございまして、それを本町の農業に取り入れて伸ばしていくかとか、そういうことを考えていかないとですね、個人の農業者ではなくてですよ。町全体として考えていかないと農家戸数は少なくなっていくのかなということがみられますので、その辺も含めてですね、農業についての対応を考えていただきたいなと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 近々のことという、農林商工課がお話ししたことは現実的な対応としては考えられますけれども、もう1回、私たちは振り返ってみる必要があるのではないかと。十勝農業というのは大規模化、そして畑作4品を中心にしながら農業経営をやってきた。しかしオホーツク農業、とりわけ訓子府の農業というのは4品、3品にこだわらないで、あらゆるものが採れる町だということで、小規模ながらも収益性を高めていくという農業を昭和30年代、40年代通じて私は追及してきたのではないかと。その点でいうと、十勝農業とオホーツク農業、とりわけ訓子府の大変収益性の高い匠的な農家の方々のご努力とそれによって経営が維持してきたというのが実態だといふふうに私は思います。しかし、須河議員からもよく質問が出ますように、メロンひとつをとっても、やはり玉ネギの方が価格的には安定的であり、その手間暇がかからないということを考えてい

くと、やはり手間暇のかかるものについては敬遠されているという状況もありますし、そんなことを考えていくと、大きな流れとして、やはり大規模化というのは出てきているのではないのか。しかし、われわれの立場でいうと、大規模化だけでいいのかどうかということは当然考えていかなければならない。議員、換地農業ももちろん、換地事業ももちろんそうですけれども、今、議員が言われたように、あらゆる知恵と力を出し切って園芸等含めた可能性を今、若者たちがいろいろな挑戦を始めてきているのではないかと思います。例えば平成の年度でいきますと、コープこうべと協力し合った有機農業やそういった農業の特裁栽培も含めた、やはりかなりの努力があったのではないのか。その可能性をやはり私たちは若者と一緒になって行政はやはり積極的な支援をしていかなければならないなどというふうに思っています。それとまだ言いますと、例えば後継者の問題はもちろんそうですけれども、農政のやはり考え方によって、この農業経営の規模とか、それから作目体系についてはものすごく影響を受けているということは私は事実だというふうに思います。だからこれ以上、こんな状況の中では農業をやっていけないということも現実的にはあるのではないのかと。すなわち大規模化することで立ち行かないとすれば機械を入れ替える、それから転換をしていかなければならなければ機械やさまざまな投資が必要になってくるというところでやはり見切りをつけるということも出てきているのではないかと。だから一つの例でいいますと産地パワーアップ事業できたみらいが40億円を投入して選果場をつくった。大空町では豆をつくった。その点でいくとフルシーズンに玉ネギの出荷をしていく。販売をできるという点で。しかも海外をにらみながらやっていくという点では非常に明るい希望だというけれども、一方では産地パワーアップでいっている個々の農家の玉ネギの機械を新たに導入することについては非常に使い勝手が悪い。私はやはり大規模化と同時に個々の農家をどういうふうにして力をつけていくのかということ、そういう補助事業をちゃんとやらないと私はやはり駄目なのではないかというふうに思いますので、これは今、新たなまた問題、環境なんかということも出てきていますけれども、そういうことをですね、考えていかなければならない。それから酪農も畜産クラスターが入っています。どんどんロボット化して、100頭以上の多頭化が始まっています。これが借金を含めて非常にリスクも大きい。そうすると酪農家の離農も多いわけですけれども、やはりほどほどのまかたする農業、うちは放牧する農業というのは、なかなか難しいものがありますけれども、こんなこともですね、やはり考えて、農業総体を大規模化を進みつつも、やはり20haぐらいのほどほどの中でやはり生活していけるような農業も行政と農協が一体になってやはり進めていかなければならないのではないのか。そのときに農業委員会や土地改良区等の総体としての力量が問われるのではないのか。今やはり農地が南側が売れないというのは農地を買っても元をとれないとか、いろいろな状況というのが出てきていると思いますので、ぜひその点でいいますと、議員ご指摘のとおりそれぞれのホクレンの姿勢、それから農試と合わせながらも行政、農業委員会、土地改良区等含めたですね、一層のやはりきめ細かな、農協として8農協全体というよりも農協としてこうなんだということも大事ですけれども、形成している自治体の農業の未来を農協も含めてやはり考えていくということを私はこれからも強く要請しながら2人3脚で進める時代はいよいよより具体的に細かなことが必要になってきているのではないかなと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 今の町長の答弁にありましたように、非常に今、きたみらいが合併した中でやはり非常に大きな農協になっていますので、本当に自治体ごとの農業をどうするか。全体を考えてはやっていられないですけれども、やはり本町、訓子府町というのはきたみらいの中でも非常に個々の耕作面積は決して大きい方ではないので、それなりの農業形態をつくっていなければならぬと。今、町長が言われたようにですね、農業試験場、ホクレンの実証牧場等ありますので、それを十分利用してですね、非常に進んだ農業形態を行政を中心につくっていただきたいなと思っているところでございます。それで非常に最後にこれは町長にお聞きしたいんですけれども、非常に今、農業改革論というのがありましてですね、農政改革を行えば農業参入が進み、農業利益も向上するという意見があつて、農業は改革しなければならぬんだと。その一番改革しなければならぬ要因としては農地法と減反の廃止が一番の壁なんだというような意見もございまして。これに対して町長どうお考えになりますでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 次の問題、時間がなくなると心配してくれていますから簡単に言います。基本的には耕作主義的な農業、そして家族農業を基本とした日本の農業のありようからしてみると、今あらためて農地法の改正や農協改正等のことについては非常に転換を求められますけれども、犠牲を強いられるという考えで私は思っています。だから極力われわれの今までの流れをくみ取りながら時代に対応していかなければいけないというふうに思つて、今の改革案というのは非常に危険だというふうに思っています。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 今、非常に次の質問に行かなければ時間がないのではないかとこの指摘も受けましたので、ここで2点目の質問に入らせていただきたいと思つています。

2点目は「介護予防・日常生活支援総合事業」と認知症施策の推進についてということでご質問いたします。

平成27年度の介護保険法改正により「介護予防・日常生活支援総合事業」が本年4月より実施され、「要支援者」が利用している「訪問介護」「通所介護」「生活支援」が地域支援事業に移行されました。今後特に地域住民の互助の活動と地域づくりが重要であります。また高齢者の認知症が深刻な問題になり、地域全体で支える体制づくりが重要と考え、認知症に対しての正しい理解が重要であると考えております。そこで、次の点について伺います。

1、認知症サポーター養成講座を開催する「ささえあいプロジェクト」が実施され、多くの方が受講されておりますが、今後サポーター受講者が実践的行動を含め地域や職域で活動できる取り組みの考え方を伺いたいと思つています。

2番目に、平成29年度から認知症初期集中支援チームを近隣1市3町が北見赤十字病院と連携されてやりますという話が前回の定例会でご返答いただきましたけれども、この事業の進捗状況はどうなっているのか伺いたいと思つています。

3番目に、小中学生のサポーター養成講座の実施の状況、それとその考え方について伺いたいと思つています。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんので、主なことは答弁書を読んでいただきたい

と。申し訳ないんですけど、終わらないと思います。

まず1点目の「認知症サポーター養成講座」については、国の政策、オレンジプランによって実施して、今、新たに新オレンジプランを実施しております。

新たにまた国では地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正するという方向できております。

同時にまた平成17年度から専門職だけではなく、「認知症サポーター100万人キャラバン」を立ち上げて、本町においてもこれらに基づいて平成19年度から老人クラブや健康推進員、JAきたみらい女性部等に実施し、平成26年度までに延べ600人の方が受講されています。

平成27年度からは、「ささえあいプロジェクト」として、認知症サポーター養成講座、これは各町内会、各実践会を3年間をかけて養成講座、これですこれ、これをみんなにつけてもらうということを実施してやってまいりました。

それは、とりもなおさず認知症について正しく、より多くの方に理解してもらおうという考え方をもって3年でやろうと。そして同時に意見交換も保健師やいろいろな方たちとやって、大変やはり具体的な課題を見つけることができたということで、平成29年6月1日現在、延べ963名の方が受講していると。

今後これらの引き続き、サポーター養成講座を職場やいろいろな要請があればですね、でかけていきたいというふうに考えているところでございます。

それから2点目です。「平成29年度からの認知症初期集中支援チームの進捗状況」でありますけれども、これは認知症の疑いがある人や認知症の人について、ご本人、家族、ケアマネジャー、医療福祉関係者等から相談を受けて、家庭訪問を行った結果を踏まえて、認知症サポート医と今後の方向性を検討し支援を図る事業であります。

対象の方は、40歳以上、在宅生活している人のうち、認知症の症状がありながらも、診断を受けていない人、または介護サービスを受けていない人が対象となります。

実際に訪問をするのは、北見赤十字病院の認知症看護認定看護師と訓子府町地域包括支援センター職員の2名以上で行うということでありまして。認知症サポート医には北見赤十字病院の精神神経科医師に引き受けていただいているところでございます。

5月号広報で折り込みチラシで全戸配付させていただきましたけれども、民生委員児童委員協議会で事業内容の周知を行っているところでございますし、現在のところ、相談や対象となる方はまだ1件もございませんけれども、これらはやはり広げていきたいというふうに考えています。

3点目です。「小中学生のサポーター養成講座の実施の考え」については、今後、認識の必要性もさることながら、教育委員会等と相談しながら、小学校、中学校、高校でも逐一逐次進めていきたいというふうに考え、学校現場とも協議しながらですね、進めていきたいと考えております。

以上、3点でございますのでよろしく申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常にちょっと時間が押し迫ってしまいましたので、質問を絞りたと思います。

この今回の定例会の中でですね、いろいろな一般質問の中で出てきた言葉の中で一番ち

よっと気になったのがですね、例えば自助・公助・共助・互助、この言葉がですね、非常に各われわれ議員からの質問の中での答弁、もしくは質問の中であったんですね、介護福祉における地域の力、今言った自助・公助、それから生活コーディネーターにおける結び付け、国保運営におけるわ分かち合い、相互扶助、これ相互扶助というのは互助ですね、それから地域防災システムにおける自助・互助・共助、住民に関わる道路、排水、側溝補修においても自助・公助・共助、これ分かち合いとか地域の力、自助・公助等、介護はじめ、いろいろな場所で今回出てきたなど。使われたなどと思っておりました。ここで何を聞きたいのかなというのはですね、非常に公助とか共助というのは多分公共機関が関わる施策とかそれに付随する行動だと捉えていいのかなと思うんですけども、それは具体的な行動として範囲も全て示されておりますよね、ところが自助・互助についてはですね、非常に具体的な行動とか、その範囲がなかなかわかりにくいという今の現状があるわけでございまして、非常に認知症についても、それから介護についても、オレンジサポーターについても、何か協力をしたいなという気持ちは多くの人の気持ちにはあるんですけども、じゃ実際何をやるんだというところについては、こういう話は出てきますけれども、明確な状況というのが示されていないのではないかと具合に考えているわけでございます。そういう面では、そういう認識があるかどうかというのも伺いたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がないので私の方から全て答えさせていただきます。

まず一つ、自助・公助・共助、これは東日本大震災以降、特に強くなってまいりました。それは一度危険におりたら、自分のことは自分で守るんだという最低限のことはやはりちゃんとやりましょうということでもあります。例えば救助袋だとかなんかも含めてですね、できることを、それから災害になったらどこに逃げるのかということも含めて、自分の身は自分で守りましょうということが第一です。これは病気のことで福祉の問題でもそうだと思います。それから共助というのはお互いさまということです。そして個人でできないことが隣近所だから把握してみんなで助け合おうということが、いってみれば地域コミュニティを自らの地域町内会やそういう団体含めてやっていこうということが二つ目です。さらに公助が昨日からも出ていましたけれども個人や地域共同体でできないことをやはり行政がちゃんとやるんだと。しかしここで一つ問題があります。公助というのは、じゃあ見ていいのかという問題があります。だからある意味では自助・共助に対するアプローチはやはり積極的な働きかけや一緒にやっていくという部分でのやはり底支えとか組織していくという点でいくと公助の力というのは絶対必要なんだよということでもありますから、公助が責任を逃れるためのものではないというふうに思っています。それから実際には認知症の問題でもこういったことが役割が認識されているのかと、自覚されているのかと、これは例えば前回の議会からも再三私も説明しております協議体の問題もやはりそういう地域のそれぞれの人がボランティアに参加したいけれども、なかなかできないけれども、そういう役割を広く伝えていく。それから昨日、森谷課長の方からもいった地域防災組織ね、そういったことも実はより現実的なこととして、より細かいところで参加や、やはり役割を担っていくということを広げていこうということの一つの運動といったらいいか、行政からの働きかけというふうに捉えていただいていいのではないかと。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） そういう具合に、今、町長が答弁されたように捉えているのは捉えております。ただ、今もうかなり1年、2年こういう言葉が出てきてですね、やはり自助というのは理解しやすいんですけども、まだそのところの線引き、それからやはり互助ですね、互助という部分のところのことがもう少し具体的な各それぞれの介護なら介護、施設整備なら整備についての互助の部分というのをもう少し明確にですね、公助と互助のことを明示していかなければ実際に本当に理解しようと思ったときに、そこが今のところ大きな妨げになっているのではないのかなと。\*\_\_\_\_\_の活動組織に対するですね、やはり今、町長言われたように教育とか指導というのをもう少しですね強くかたちとっていただきたいなという具合に思います。どうでしょうか、この辺は。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） ちょっと今、互助というのは共助のこと、またどっちでもいいんですけども、例えば災害も全てにおいてそうなんですけれども、具体的にこうだああだという決め方をすると、どっちだという話がまた出てきますし、ある面では自助と公助の間の共助という部分、例えば地域でやるという部分、地域の範囲って広いものですから、そういう面でいったら言葉だけではちょっと足りないかなと普段からちょっと思っているんですけども、例えばあるものの本によれば自助と共助と公助、自助と公助の間に近所という言葉があった方がわかりやすいんじゃないかという論説もあります。例えばお互いにお年寄りの方を助ける、私が助けるとなれば東幸町ですけれども、一番はじめの9班の方からこっち来てっていう話にならないから少なくとも隣近所の方がわかるという部分でいけば、いきなり共助に飛ぶのではなくて近所、お互いに目をとおせる範囲、そしてさらにそれで間に合わなければ地域というイメージ、そして公というようなかたちで捉えるべきではないかなと災害についても何についてもそうで、ある面では、こういうものは自助でやるんですよ、共助でやるんですよってお互いにやるんですよという決め方というのはなかなかできなくて、それを少しでも取り入れていこうという段階だと思うんですよ。町内全体がね。だから必ずしも限定的に具体的にこうだということはちょっと難しいから、できるだけできるものは自分でするけれども、さらにお手伝いをするというような考え方しか言葉の上ではいいようないのではないかなと思っています。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

あと2分です。

○8番（須河 徹君） 先ほども言いましたように自助・公助・共助についてはある程度理解できるんですよ、その部分については。今、心配しているのは互助についてどうなんだということなんですよね。今、確かに答弁されたように、今、経過の途中でありますから致し方ないのかなとは思いますが、互助についてのやはりもう少しどこまで携わるんだということの明示があっても、それは災害ばかりではなくてですね、介護についても全てについてそういう具合な方向性を出していかなければならないのかなと思っています。どうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

あと1分です。

○町長（菊池一春君） 互助というのはお互いさまという意味でいいでしょうか。この間

の谷口くんの結婚式で世界農業を目指す一面とお互いさまという姿勢が大事なんだと。すなわち地域の中でお互いが成し得ることをやっという意識というのは本当に大事なことだと思っていますので、これは言葉上で互助が適切かどうかはちょっとまだ検討したあれはありませんけれども、今後も議員の意見を参考にしながら進めていきたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 互助についてですね、お互いさまということでございますけれども、やはりこれから非常に互助という体制が大事な体制になると思ひますからね、そのところをきちんと捉えながら進めていっていただきたいなと思ひます。

これをもって、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

ここで午前10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第28号、議案第23号、議案第25号

○議長（上原豊茂君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第28号、議案第23号、議案第25号について質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に議案書20ページ、議案第28号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） 議案第28号というところ確認しますが、特別職の職員の給与のことだね、間違いないね。

○議長（上原豊茂君） 議案第28号です。

○2番（川村 進君） 私はこれ反対します。反対討論。

○議長（上原豊茂君） 質疑ですから、反対するしないでなくて質疑を。

○2番（川村 進君） 質疑。

○議長（上原豊茂君） はい。

○2番（川村 進君） なぜ上げるか。というのは、本町はこれ農家戸数316となっているけど、先ほどは296とか、それに他町村が上げてきていません。なのになぜ訓子府町は上げるのか。ということは大空町なんか合併したせいもあるけれども、446、農家戸数、そして美幌町は409、湧別町が391、このようにたくさん農家戸数が多いところが検討中、もしくは上げないといっているとき、なんで本町が上げなきゃならんのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中山信也君） 今回、報酬の改定で提案させてもらった理由の一つとして、新制度によりまして農地の集積の推進、さらには遊休農地の発生防止、新規参入等の業務等が追加されたことによって、国の方から最適化交付金ということが創設されております。この最適化交付金につきましては、農業委員の報酬に充ててくださいというこの主旨で出されたものでございまして、それによりまして、うちの農業委員の業務等を勘案しまして、また他町との比較としましては、うちの活動実績、そういったところも勘案しまして、このような提案をさせてもらったところでございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） 特別職というと、教育委員会も制度が変わって、今回変わっているんでないのかい。何も農業委員会だけが制度が変わって仕事が多くなったとかというね、そういうことにはならない。教育委員会は何も言わない、上げてこないのに、なんで農業委員会だけ上げる。大体がこんなばかみみたいなことを、本来、他町村の農家戸数が多いところからどんどんどんどこ上げてくるのであれば聞いてあげるけども、訓子府町が率先して一番に上げなきゃならんという理由にはならんはず。教育委員会はどうして上げない、したら。そういうことになるんじゃないのか。同じ特別職でないかい。大体農業委員会だけが上げるということはつじつまが合わない。どうして上げる。

○議長（上原豊茂君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中山信也君） 先ほどもご説明しましたように、この新制度によって新しい業務、農業委員が担わなければならない業務が追加されたことがございます。それによりまして今回、報酬の改定を提案させてもらったところでございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） ないようですので、議案第28号については質疑を終了いたします。

次に、議案第23号の質疑を許します。議案書1ページです。

ご質疑ありませんか。

西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。3ページの農業使用料の牧場使用料の中で清水町130頭、4か月分というご説明がありました。清水町の昨年の被害があったことは承知しておりますが、清水町の牛を預かることになった経緯について詳細をお知らせ願いたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま清水町の牛を入牧する経緯ということでございますけれども、昨年の8月の台風によりまして、清水町でも町営牧場がございまして、そこが通年雇用しておりますけれども、その他にですね、南富良野町にあります串内の公共牧場というのがございまして、例年、清水町につきましては、清水町の牧場で預かれない牛を串内の牧場で通年預かっていただいていたという経過がずっとございました。そこが串内の

公共牧場が昨年大雨によりまして閉鎖になったと。今年できないと。入牧が一切できないということで、清水町で預かれない牛、預かれないというか、あぶれる牛というんですかね、その部分を清水町の役場の方で公共牧場として運営しているところを模索した結果ですね、訓子府町の牧場がありますので、わりかし近いといっても距離はありますけれども、余裕があるということから、担当者が来まして、入牧できるかどうかということで来ました。その結果ですね、うちの方では牧場の互助会ですとか、協議会の中で図りまして、皆さんの意見を聞いて町と同じ条件で、町の方が預かる条件でワクチンですとか、そういう部分も同じ条件であればいいということで判断をしまして今回、入牧ということになりました。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ほかが質疑ございませんか。

西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。同じく今の質問なんですけど、清水町がうちの町に牧場に130頭4か月分入れてくれるということになって、これいい機会なんです、これから非常にうちの町が入牧が減っているという状況にあります。これを機会にやはり次年度以降も清水町だけでなく、やはり牧場有効活用のために、これPRをしてはいいかなというふうに私は思います。そこら辺を伺いたいのと、それと同じ入牧のときの80頭分の授精料、これ立て替えて当町がもつという説明を受けましたが、これは共済連が違うということで、そういうような措置をとると思いますが、これ授精料に関しては、受胎したか受胎しないかという結果によって、やはり金額が変わってくるという非常にシビアな問題が出てくるので、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず1点目の清水町が入牧していい機会、機会というのも変ですけども、牧場の有効活用に関しましてですね、次年度以降という部分のご質問でございますけれども、私たち牧場運営する側とすれば、やはり本当にいい機会でございますので、今回きちんと安全に入牧をして管理をして退牧をして評価をいただければですね、また来年以降も、130頭は無理かどうかわかりませんが、頭数は別としてもですね、訓子府町はいい牧場だということで管理も運営もいいということで可能性は十分あるかと思えます。それから町外に関しましては、今現在端野町からもですね、ここ数年前から数は少ないんですけども、2戸ほど訓子府の牧場がいいということで入牧をいただいている部分もございますので、十勝清水に関しましては、先ほど言ったように、いい牧場ということであれば来年以降も可能性があるのかなと。かなり十勝清水については酪農業も盛んで1戸当たりの牛の飼育も訓子府から比べますと倍以上、へたすれば10倍近い農家もいるみたいですので、かなり預かる場所についても探しているということも聞いておりますので、なるべくうまく管理をしながら来年以降もできればというふうに考えております。それから端野町についてはですね、結構昔から、前課長さんからお話ありましたけど、昔から入れていただいているという経過もございます。

それから授精料の関係でございますけれども、これについては説明でもありましたように、西森議員おっしゃたように共済組合が、訓子府の場合はオホーツクですけども、十勝清水だと十勝の共済組合ということで、その部分について基本的には授精料については

個人が負担して直接共済組合に払うという仕組みなんです、今回は共済組合が違うということで、町の方に一度お金をいただいて町から払うという、町が立て替えるというのではなくて、牧場主から預かってそれを払うということでございます。それであと金額につきましては、これは授精料でございますので、授精したかしないかに関しては関係なくです、1回授精するといくらということで、今回は1回の授精料が1万1,340円ということで十勝の共済組合の方からいわれてございます。その部分について、うちが預かってまとめて払うというような仕組みになってございますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。今と同じ部分で農地使用料、牧場使用料という点につきましてですね、説明で全部理解できたんですけども、ここで補正組まれた300万円という部分に関しましては、これ全く清水町の牛によるものというふうに捉えていいのかどうかという確認をさせていただきたい。といいますのは、予算で組んだときに、ちょっと本年春に受け入れ含めて条例の改正により賃金アップ等含め、当町自体の予定していたものに対して、ある意味で到達しているのかな。見込みがあるのかなということの確認がしたい。本当は決算とかでやればいいのしょうけれども、私もちょっと牧場に関してはちょっと懐疑的なことも言った部分もありますので、今現在のどういうふうに進んでいるかを含めて、この補正金額300万円というのが十勝清水町だけであったのかと。

それと現状、状況なっているか。それと心配していました。この台風水害等によって牧草地の使用なんかにはそこら辺の余波というか、そういうものがちょっと生じてはこなかったんだろうかという点について、ちょっとお聞きしたい。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 今回の302万4千円の補正の額でございますが、まず先ほど来から言うように、清水町からの入牧に関しましては130頭の4か月分120日、その1日あたり180円という計算です。それとですね、町内の方でホルスタインの雄牛というんですかね、それを飼育している方がございまして、その方からですね、この雄の牛も町営牧場で入牧、放牧できないかというご相談がございました。その部分でまだちょっとはっきりしていないんですけども、20頭分ということで今回補正をさせていただいております。20頭分で60日間ということで、これをあわせて302万4千円の補正をしてございます。それから現状につきましてはですね、現在、入牧数でございますと、現在5月末の時点でございますけれども、全体で680頭、今、入牧をしてございます。十勝清水も入れましてですね、680頭ということで当初の予定よりは十勝清水も増えた分もございまして、また町内もですね、町内の方々も入牧数を増やしていただいた方もございまして、昨年と比べますと約300頭ほど、昨年の現状ですね、昨年の5月末現在でございますと360頭ほどだったんですけども、それが十勝清水、それと町内の方も預けてくれる方も増えたということで、現在では680頭ということで現状では今預かってございます。ただこの入牧に関しましては出入りが自由、自由というのか、授精したらまたさげるとかという部分もございまして、通年ずっと680頭ということはないんですけども、5月末現在ではそういう数字になってございます。ですので当初予算と考えますと予算以上の部分が今入牧をしているかなというふうに考えてございます。

それから牧草地の関係でございますけれども、昨年の雨等の関係でご心配をいただいておりますけれども、放牧の牧区についてはですね、今年はお陰さまで雪もそんなに多くなかったということと、それとその後の天候も春先よかったということで、草の生育もよくてですね、放牧するには十分な草の丈になってございますので、それに関しては心配はしておりません。それから採草地の部分についてもですね、放牧地と同じようにですね、草の伸びも今年は例年になくいいということでみておりますので、その辺は心配ないかなと。牛が増えてもですね、草のえさの量とか、そういう部分での心配は今のところないなということで、そういうのもありまして十勝清水からもたくさん入牧していただいたという経過もございますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。一つだけ、5ページの歳出に関わって、総務管理費の中の一番上段の枠の中でまちづくりパワーアップ特別対策事業の88万円ですか。この中身について。前段でもちょっと説明がありましたけれども、もう少しちょっと詳しくというか、詳細に説明をお願いをしたいなと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま5ページの2款、1項、8目、企画費のまちづくりパワーアップ特別対策事業補助金の88万円の内訳ということで、補助金の全体額としましては、町民税の1%枠ということで220万円、わくわく地域づくり事業、これ社会教育の方で60万円、コミュニティ活動が20万円、コミュニティ施設等整備事業が60万円、そして地域チャレンジが80万円ということで四つの事業にわかれてございまして、今回、コミュニティ施設等整備事業、主にはですね、実践会の屋根の塗り替え、壁の塗り替えが非常に今年に集中してございまして、88万円プラス60万円ですから148万円分がそのまま実践会の会館の修繕等になるということで、予算の1%の枠ということもございまして、副町長から説明したとおり過年度の執行残の部分を基金の方で管理してございまして、そちらから充当して執行をしたいということで提案させていただいています。

○議長（上原豊茂君） 西森議員の回答に対して訂正がございまして、農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 申し訳ございません。先ほど西森議員からの授精料の関係でのご質問の中で、私の方から町が一度お金を預かって、それから十勝NOSA Iの方に支払うという回答をさせていただいたのが、これが間違いでですね、あくまでも授精を行うのはオホーツクNOSA Iの授精師が行うものですから、町からオホーツクNOSA Iの方に払うということでございまして、申し訳ございませんが訂正をよろしく願いたします。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第23号の質疑を終了いたします。

次に、議案第25号の質疑を許します。議案書10ページ。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第25号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。

討論ありませんか。

川村進君。

○2番（川村 進君） 20ページの議案第28号、これに反対討論します。ということは、本町が何も一番先に上げることはない。よその町村が上げて、全部きちんとした一番最後に上げればいいこんなものは。はっきり言ってね、何も金があり余っているわけでもない、金なくて借金でどうにもならなくなろうとしているとき、第2の夕張って言えば町長怒るそうですが、第2の夕張になったときは、こういうものをどんどこんどこ出した。そうして金が結局、建物を建ててということにみんな誤解しているけれども、あそこの町は他町村のことも考えないで自分のところだけの報酬をどんどこんどこ上げた。議員報酬も、北海道で一番の報酬だった。ということは、全部人件費にくわれたということをお報道されていない。だから今回だってこれ本町が一番最初に上げることはない。一番最後に、他町村が上げた後にゆっくり上げればいい。それを何も他町村が上げないときにね本町がね一番先に上げる必要はない。だから反対します。

○議長（上原豊茂君） 次に、賛成討論を求めます。

賛成討論、西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。議案第28号に関して賛成討論をいたします。先ほどから須河議員の質問の中の答弁にもありましたし、農業委員会の方からの説明もありましたが、この報酬引き上げに関しては、国の方からの交付金が充てられるということですし、以前の農業委員会の改正に関して議会の方からも農業委員のこれからの業務が増えるということで報酬の改定を議会議員の方からも推し進めるようにという要請がありましたし、やはりこれ以上この農業を基本とした私たちの町の農家人口を減らしてはならない。それからさまざまな農地に関する、あるいは担い手に関するさまざまな業務がこれから10年に向けてとても大切なものだとすることを認識しまして、しっかりと農業委員会がこれからもよい仕事をしてほしいということを願ひまして、私はこの議案に対しては賛成いたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、反対討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） ないようです。

次に賛成討論ございませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 賛成討論といいますか、今回のこの、いわゆる上げる金額はもちろんそうなんですけれども、元々が本当に低い報酬の中で今までも含めて、農業委員会の本当に大変な厳しい状況の中で農地の移動が、あるいは農地の流動化がままならない状況の中で昼夜頑張ってきた農業委員さんの活動に対しては、従来これまでも本当に低い金額の報酬なんですよね、例えば一般委員であれば月3万3千円です。あるいは会長であっても4万3千円。こういう中で先ほどから須河議員の質問の中でもあったようなこと

も含めまして考えると本当にこれは大変だなというふうに私は思っていました。同時に今回の農業委員会のそういう部分の改定がありまして変わりました。そして先ほど局長の方からもいわれましたけれども、新たにさらに大変な業務が加わってくるということなんですよ、いわゆる農地集積の推進、あるいは遊休農地の発生防止、あるいは新規参入の促進、これが新たに強化をしなければいけないという業務の中身になっていますので、そういった部分の見合いを含めましても、今回の国からの補てんされた、いわゆる交付される予定の231万ながしの金額でも、もちろんこれは本当に足りないぐらいではないかなというふうに私は思っていますが、少なくとも最低でもこの今回提案のあったものについては可決をして、ぜひ農業委員会の委員の皆さんに頑張っていたいただきたいなというふうに思っています。

○議長（上原豊茂君） 次に、反対討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論ございませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。実際この農業委員会自体、今回の改正等によりまして指名、指名といいますか、就くものに対して町長の指名というかたちになっておりますけれども、基本、やはりこれから含めてですね、やはり地元の大事なこの農地、いろいろなものに対するものに対しての大切な機関だというふうに私も思っておりますし、であれば、さらに以前から聞いているように報酬は関係なしにしても非常に成り手がいない含めて後継も作りにくいという状況でもお話しは聞いております。これが一助になるとは決して思いませんが、少なからずとも、やはりこういう部分で報酬というかたちでもある意味で少しでも改善をしながら一層努力していただきたいということを含めまして、この提案に対しては賛成いたします。

○議長（上原豊茂君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これで討論を終了いたします。

今28号の議案についての討論がありましたけれども、ほかの議案についての討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、以上をもって一括議題の討論を終了いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（上原豊茂君） 挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

討論のなかった案件については一括採決をいたします。

議案23号、議案第25号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号、議案第25号はいずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第24号、議案第26号、議案第27号、議案第29号、議案第30号、  
議案第31号、議案第32号

○議長（上原豊茂君） これより、提案理由の説明が終わっております議案第24号、議案第26号、議案第27号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号について、各案ごとに質疑、討論、採決を行います。

最初に議案第24号の質疑を行います。議案書7ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第24号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号の質疑を行います。議案書15ページ、1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。1点だけ質問いたします。現行の規定の中で対象は製造の事業ということで過去2件あったと説明ありましたが、改正案において農林水産物と販売業が対象になるということでもありますけれども、現時点において対象業種を把握しているものがあればお示しをいただきたいと思います。なければないで結構であります。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（原口周司君） ただいま農林水産物等販売業の対象についてご質問がありました。これの定義としましては、対象地区において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工、もしくは調理したものを店舗において当該地区以外の地域のものに販売することを目的とする事業ということで、現在のところ本町では該当がないというふうに捉えております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号の質疑を行います。議案書17ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

余湖龍三君。

○1番(余湖龍三君) 1番、余湖です。私は条例の制定なんですけれども、条例自体の中身については質問はしないんですけれども、その過程についての合葬墓、今建設に当たっての流れを聞いて条例のことを判断したいと思いますので、順番に言いますのでまとめて返答してください。

まず、予算を組むときにですね、こういう参考例の中でサンプルA、サンプルBというかたちが出ていますよね、これに対してどちらをとるかというのはわかりません。こういうようなものだという表現だったと思うんです。それでこの時点で予算ですから1,080万円、そのものに対して1,080万円の予算を大体組んだと。そういうことだと思うんですけれども、それで今回きちんとしたかたちでできたもののかたちがこれですよね。こういうかたちでできたということで、それでこれを見ていると、かなり形式といいますかかたちが違いますよね、これ面積とか大きさとかきちんとしたものは書いていないんですけれども、これこっだけ違うものをつくった中で1,080万円が変わらないということの現状がちょっと不思議でたまらないんですけれども、要するに最初の段階で考えた1,080万円の大きさを決めた根拠とありますか、それでさらにこういう正式なかたちを決めてから見積もりをとったんじゃないかと思うんですけれども、これはいつの時点で見積もりをとって同じ金額でおさまったのか、そこら辺の流れを教えてくださいと思います。

○議長(上原豊茂君) 町民課長。

○町民課長(原口周司君) 今、合葬墓の建設の予算的な経過の中での質問だと思いますけれども、当初お示しした案とありますか、写真については、全国各地で行われているかたちをこのようなイメージで考えていただきたいということでお示しした写真でございます。それで当初、町内の仏教会ともいろいろ相談しまして、一つのかたちを考えたときに五輪塔といいまして、仏教会では共通して使えるようなかたちのものを当初予定してまして、それで積算をし予算計上をしておりました。ただ、議員にもその状況を説明した中で、やはり一つの宗教色が出るようなかたちというのは適當ではないのではないかとのご意見を受けまして、そこで再度、合葬墓の形状について検討しました。それで積算した結果、かなり特徴的なかたちとありますか材料も含めて必要になるということで、実際、

本体の建設費が大分膨らみました。それでその調整を当初、墓誌掲示台に掲示する板、それを当初は町の方で120枚ほど作成して、使用者の方に貸し出すような計画をしておりましたが、その費用がちょっと捻出できませんで、その分を他の経費に回すというような考え方の変更をさせていただいております。ただ、その変更することによって、当初みていた予算の中におさまるといふことで、そのまま事業を執行したという経過でございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。今の話でいきますと、じゃあのこのものをつくることに1,080万円をかけて、じゃこの名札の部分は出てない、百何十万円については予算からオーバーしているというような意味で捉えていいのか、その処理というか、これからそれについてはどうするかお願いします。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（原口周司君） 今は墓誌掲示板に関わる石の整理ということでよろしいでしょうか、それにつきましては、条例の方でも書いておりますけども、その墓誌板も含めて使用者に負担していただくという整理をさせていただいております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。工事の進捗状況の一つお聞きしたいということでもあります。

それと2点目はですね、当初、全員協議会も含めて説明があったのは、あまり例規類というか難しい仕組みはつぐらないで、窓口の申請で現実対応していくというような当初説明あったと思ったけれども、私どもが意見を言わせてもらってご検討いただいた結果がこの条例でないかと私は思って、そういう点では評価をしております。やはり日本の古来からの埋葬や宗教上の大事な部分がある意味、画期的な、いろいろな意味での画期的な制度ということで、やはり根幹となる決まりは必要だと思っていましたので、この条例化は大変結構だったと思います。ただちょっと聞きたいのは、この第1条でも合葬墓の設置から規定していますよね、そうすると本来は条例があって、そのあと工事に行くのが、これ法令管理上、常識なんですね、でもこれはわれわれの指摘があって改められことによる減少というか、後先になったということであれば私はそれはそれで評価したいと思いますけども、この解釈でよろしいかどうか、この2点お願いします。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（原口周司君） まず1点目の工事の進捗についてお答えします。現在、地下部分、焼骨を埋葬する※かろうとという部分の周りの壁の施工がようやく完了し、今後、その上に乗せるふた、そして合葬墓の床、そしてその上の本体となる石関係の施工にこれから入るところでございます。

それから2点目の条例の設置の時期、設置ということについての条例の設置時期です。その考え方については、この合葬墓条例の設置の時期については実際の運用を開始するのに必要な中身という解釈をしております、工事自体は予算が確保いただいたことにより執行しているという解釈しておりますのでご理解をお願いします。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

※かろうと：カロート。

遺骨を納める墓の石室。  
漢字では「屍櫃」

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第27号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
○議長(上原豊茂君) 次に、議案第29号の質疑を行います。議案書21ページ、1人3回まで質疑を行えます。  
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第29号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第30号の質疑を行います。議案書25ページです。1人3回まで質疑を行えます。  
ご質疑ありませんか。  
工藤弘喜君。

○7番(工藤弘喜君) 7番、工藤です。議案第30号について、1点だけちょっとどうかというふうに、中身は全然問題ないんですが、特定地域型保育事業、いわゆるさまざま形態が変わって、そういう事業ができるということになっているんだけど、この条例に適用されるような事業が直近でね、近々あり得るのかどうか、本町において、そういうことはどうでしょうか。その見通しも含めて、なければならぬで全然いいんですけども、そういうことがあり得るのかも含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(上原豊茂君) 子ども未来課長。

○子ども未来課長(渡辺克人君) ただいま、特定地域型保育事業の見通しについてのお尋ねでございますけれども、特定地域型保育事業というのは20人以下の認可の部分の事業ですけれども、現状においてはですね、こども園の方の定員もまだずいぶん空いていますので、その中でやっていけるということでございますので、現状では可能性はかなり低

いかなというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号の質疑を行います。議案書28ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。非常に単純な質問で、先ほど余湖議員がちょっと質問されていたような件と似ているかと思えますけれども、単純でちょっと失礼かと思えますが、ちょっとわからない部分で教えていただきたい。

幸栄団地の公営住宅建設工事にあたりまして、表記のとおり入札予定金額が7,440万円程度となっている。本年度、着工費として予算額として7,700万円で採決、採決といたしますか決定しております。ここに入札予定額との間に260万円程度の乖離があると。事前にこれ実施設計等前年で終わっております案件でありますし、7,500程度の見込みであるのであれば何ともないんですけれども、どうかたちでこういう決定がされていくのか、ちょっとうがった言い方をしますと、これの中で予算執行残を他の流用とか、そこまで言ったら失礼ですけども、これの決め方といいますかがどういうものであるかということではちょっと質問したいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） あくまでも予算措置につきましては11月段階に上げるもので概算、面積規模決まったときの概算ということで例年上げさせていただいているということで、それで設計につきましては直近の労務単価で変更した中で作成しますので、若干の違い、予算書と必ず予算書と設計の額では違いが出てくるということをご理解願います。もちろん差額を使って何かをしようという考えは毛頭ございませんのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号の質疑を行います。議案書29ページ、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。これ予定価格4,086万7,200円ということになっていたのが、3,186万円というコマツの機械になっています。これ12月冬を間近に入れ替える予定ということなんですが、この現有機、当然、本町の現有機があると思いますが、その現有機は下取りにするのか、それが価格的にゼロなのか、どれぐらいの下取りになるのか。

また新車のこのコマツの建機に関しては、これわれわれがやはり作業機を入れる場合、非常にダンピングといいますか、20%落ちとか30%落ちという価格で売買するわけですが、それがあのかないのか、そこら辺お聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） まず下取りの関係です。それで下取りについては行います。それで400万円、税入れて432万円、それを差し引いた額がこの額ということでご理解いただきたいと思います。

それであとダンピングとかということになると、町でそういうことはないんですけども、あくまでもこの、議員よくおわかりだと思うんですけども、この手はショベルだとか、こういったものというのはなかなか定価があってないような部分がありまして、どうしても仕様書とか設計単価というのは道ですとか国ですとか、そういった部分で示されている部分ありますので、それに基づいて積算して設計単価というかたちにして、入札については2社で入札してこの額を入れてきたということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ございませんか。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 9番、河端です。この件につきましては、昨年もグレーダ購入予定ということで当初予算に上がっていましたが、国庫補助金などが無いということで持ち越されました。同じようなことだと思いますが、今年は国の補助、過疎債なども利用しなくても確定して購入するという、その辺の確認、お願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 当初予算におきましては3分の2の補助ということで想定はしていたんですけども、なかなかやはり国の予算というのは厳しいという部分があって、去年は丸きり付かなかったんです。ゼロだったんですけども、今年については、約1,120万円ということですから、本来でいったら1,800万円程度ショートしているん

ですけれども、一応そういうかたちで内示が出たということでしたので、今回入札させてもらいます。これについては他のところでもいろいろ執行残出てきますので、そこら辺の執行残がくることを期待はしているんですけれども、一応、いくら待っていてもグレーダというのはどんどん修理代がかかっていくものですから、これを機会に入札させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかにご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。いつかこの種のとくに質問しようと思っていたので、この機会をお借りしたいと思います。2社見積もりということですから2車種対象にされたと思うんですね、それで会社が違うし商品名が違うと仕様は実際は違うんでないかなと思うんですよ、でも大きなスペックが充足、満足していれば判断をしていくということでないかなと自分は理解しているんですけども、そのようなことでよろしいかお聞きしたいと。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 議員おっしゃるとおりで、この手の入札というのは非常に難しく、仕様で機種が限られているということがあってはならないということがあります。だから今回の場合はあくまでもグレーダということですので、そのグレーダの形態ですとか、あと前につける機械の形態ですとか、そういったものについて基礎的なこと、これはうちの町だけではなくて、各町でやっていますので、それを参考にして機種をなるべく絞らないかたちで公平性を保って入札させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかに、ご質疑ございませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。この除雪車両の購入に関して、契約が6月でというかたちで契約される。納車自体が12月20日でしたかね、そのような話で、この開いている理由といいますかに関して、下取り、いろいろな車検ですか、それでちょっと気にする部分、こちらからの支払い含めまして、そういう部分、それと昨年11月末での事情もあったと、事情って、私勝手に思っていたんですけどもね、ちょっとそういうグレーダでも出ていけば本当に楽でないかなと思っていたこともあったものですから、その納車との食い違いといいますか、契約ならびに支払い含めてどういうふうになっているかということでお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 実はグレーダにつきましては乗用車みたいに買ってきたものをぼんということにならなくて、これでもぎりぎりの納期なんです。われわれとしては車検にとにかく間に合ってもらわなかったら、余計な車検を取らなければならないということもあるものですから、もうぎりぎりの折衝で間に合わせていただいたということです。それで現有のグレーダについても相当修理費がかかっていますけれども、今、現状動きますので、その前の11月ですとかの積雪については今、現有のグレーダで間に合うというようなかたちになっています。それと支払いにつきましては、どういう支払いでも一緒ですけれども、正式の納入いただいて、請求書をいただいて30日以内にお支払いするとい

うことをご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第32号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成29年第2回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時37分